

**Q16** 外国の労働基本権などの保障は、どうなっていますか

**A16** 下記の表の通り、日本では公務員の労働基本権および政治活動の自由が大幅に制約されています。先進諸国では、公務員にも労働基本権が概ね認められており、国際社会は公務員の

労働基本権を速やかに回復するよう日本政府に求めています。労働基本権や政治活動の自由は、憲法が定める基本的人権です。公務員も労働者である以上、保障されなければなりません。

《主要国の公務員の労働基本権等の概要》

国名	団結権	団体交渉権	争議権	政治活動の自由
フランス	○軍人等を除く	○軍人等を除く	○法が規定する範囲内で行使 軍人、警察等を除く	○
イギリス	○軍人、警察等を除く	○軍人、警察等を除く	○軍人、警察等を除く	○
アメリカ	○軍人、FBI職員等除く	○給与についてはなし(注1) 軍人、FBI職員等除く	×	○
ドイツ	○	○官吏の協約締結権を除く	○官吏(注2)を除く	○
日本	○警察、軍人、消防職員、 監獄職員、海上保安庁職員を除く	△協約締結権はなし	×	×

(注1)大統領給与エージェントが大統領に勧告、大統領提案が議会で承認されて給与が確定する。  
(注2)ドイツの国家公務員は、公法上の任用関係のある「官吏」と私法上の契約関係にある「職員、労働者」に分けられる。



**Q17** ILOは、日本の公務員制度に関して、どんな見解を持っていますか

**A17** 全労連は2002年3月、ILO（国際労働機関）に公務員制度改革と労働基本権問題の案件で提訴しました。連合も同様の提訴をしました。これを受けてILOは、2002年11月に勧告を行いました。日本政府が誠実に対応しなかったため、再三にわたって勧告を出し、是正を強く求めました。勧告は、①公務員に労働基本権を付与すること、②消防職員および刑務所職員

に団結権を付与すること、③国家の運営に従事していない公務労働者に団体交渉権および協約締結権を保障し、これらの権利が制約されている者には十分な代償措置が保障されること、④国家の名において職務を行使しない公務労働者については、ストライキ権を保障すること、を日本政府に早急に措置するよう求めました。しかし、日本政府はILOの勧告に対して、未だに誠実な対応をしていません。

**Q18** ILO・ユネスコが日本政府と地方教育委員会に勧告を行ったと聞きましたが、公務員制度の問題とどう関連するのですか

**A18** ILO・ユネスコの共同専門家委員会は、1966年に日本政府も参加した特別政府間会議で採択した「教員の地位に関する勧告」の各国における適用状況を監視し促進するために活動しています。2002年、全日本教職員組合（全教）によって日本の状況が国際基準である「教員の地位に関する勧告」に逸脱しているとの申し立てがされ、3度にわたる勧告がだされました。

調査事実をもとに、「教員の自由、創意、責任」の意義が強調され、教員の専門職性が様々な角度から掘り下げられるとともに、社会的対話である「交渉と協議」についても見直し改善すべきとされました。今後の日本における公務員制度の検討にあたり、「日本の公務員法制とその解釈によって限定されている」問題の解決のために、日本の法律を改正すべきであると勧告されました。日本政府と地方教育委員会にはこの勧告に則った努力が国際社会から要請されています。

2008年4月に訪日実情調査が実施されましたが、それに基づく勧告では、